

資料

洞爺湖町議会平成31年2月会議
議案説明資料

北海道市町村総合事務組合同期新旧対照表

改 正 案		現 行																					
<p>第 5 章 雑則 <u>(事務の受託)</u> 第 1 4 条 組合は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。 (管理者への委任) 第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。 附 則（平成 3 1 年市町村第 号指令） 1 この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。 2 北海道市町村総合事務組合同期（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1 9 7 3 号指令）は、廃止する。</p>		<p>第 5 章 雑則 (管理者への委任) 第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。 附 則 (略)</p>																					
<p>別表第 1（第 2 条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管内</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局（1 2）</td> <td>（略）石狩教育研修センター組合 _____ _____ ____、札幌広域圏組合（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局（1 1）</td> <td>（略）檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局（1 2）	（略）石狩教育研修センター組合 _____ _____ ____、札幌広域圏組合（略）	（略）	（略）	檜山振興局（1 1）	（略）檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合	（略）	（略）	<p>別表第 1（第 2 条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁名</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局（1 5）</td> <td>（略）石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局（1 1）</td> <td>（略）檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局（1 5）	（略）石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）	（略）	（略）	檜山振興局（1 1）	（略）檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合	（略）	（略）
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																						
石狩振興局（1 2）	（略）石狩教育研修センター組合 _____ _____ ____、札幌広域圏組合（略）																						
（略）	（略）																						
檜山振興局（1 1）	（略）檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合																						
（略）	（略）																						
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合																						
石狩振興局（1 5）	（略）石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合（略）																						
（略）	（略）																						
檜山振興局（1 1）	（略）檜山広域行政組合、江差町ほか 2 町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合																						
（略）	（略）																						

胆振総合振興局（12）	（略）胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u>
（略）	（略）
十勝総合振興局（24）	（略）南十勝複合事務組合_____、 _____、十勝圏複合事務組合 （略）

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2～7（略）	（略）胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u> 、日高東部消防組合（略）
8（略）	（略）
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）石狩教育研修センター組合_____、札幌広域圏組合（略）檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合（略）胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u> 、日高西部消防組合（略）南十勝複合事務組合_____、十勝圏複合事務組合（略）
10（略）	（略）

胆振総合振興局（12）	（略）胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u>
（略）	（略）
十勝総合振興局（25）	（略）南十勝複合事務組合、 <u>十勝環境複合事務組合</u> 、十勝圏複合事務組合 （略）

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2～7（略）	（略）胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u> 、日高東部消防組合（略）
8（略）	（略）
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）石狩教育研修センター組合、 <u>北海道市町村職員退職手当組合</u> 、 <u>石狩東部広域水道企業団</u> 、 <u>石狩西部広域水道企業団</u> 、札幌広域圏組合（略）檜山広域行政組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合（略）胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u> 、日高西部消防組合（略）南十勝複合事務組合、 <u>十勝環境複合事務組合</u> 、十勝圏複合事務組合（略）
10（略）	（略）